

## 学生実験用ロッカー使用約款

学生実験用ロッカー（以下、ロッカーという。）の使用について、以下の通り定める。

### 1. 利用対象者

- a) 実験科目必修の学科および課程※の学生  
※実験科目必修の学科および課程：理学部(化学科、物理・宇宙学科)、工学部(物質工学課程、電気電子応用工学課程)、生命環境学部(生物科学科、生命医科学科、環境応用化学科)
- b) 他学科の学生で、実験科目必修の学科および課程※の実験科目を履修する者
- c) その他、副学部長（学生担当）が必要と認める者  
※卒業研究配属者および休学者は、原則的にロッカーの利用はできない。
- d) 理学部 宇宙・物理学科については2年次より利用可能とする。  
※実験科目を履修していることが分かる履修登録確認表のコピーを添付して、申請する。
- e) その他、ロッカーを必要とする者は、学生実験用ロッカー利用申請書を提出の上、判断する。

### 2. ロッカー利用期間

- a) 利用期限は**春学期授業開始日より学生実験最終日までとする。**
- b) 利用期限までに、ロッカー内を整理のうえ明け渡すこと。
- c) 学生実験の受講期間中、原則1年間（4月から翌年3月）とするが、学生実験を継続して履修している場合は、履修期間中は同一ロッカーを継続することとする。
- d) その他、副学部長(学生担当)が必要と認めた者は、最大1年の借用期間とする（更新可）。

### 3. 保管してはいけない物

- a) 貴重品（現金等）
- b) 可燃性や発揮性の物または危険な薬品等
- c) 不潔な物、異臭を発する物
- d) 生き物

### 4. 使用上の注意

- a) 利用者は、他人にロッカーを転貸（又貸）してはいけない。
- b) ロッカーの暗証番号は他人に知られないようにすること。安全管理のため、適宜変更すること。
- c) 利用者は、ロッカーの利用期限後は、ロッカー整理のうえ明け渡すこと利用期限を過ぎても、ロッカー内に残っている物品は、年度末に回収を行い、2か月間保管の上、適宜廃棄等の処分を行う。
- d) ロッカーの上および周辺に放置した物品については、適宜廃棄等の処分を行う。
- e) 利用者は、自己責任を持ってロッカーを常に清潔丁寧に扱うこと。
- f) 鍵が開かない、暗証番号を忘れたなど問題が発生した場合は、直ちに4号館1階警備員室に申し出ること。
- g) ロッカーに荷物を詰め込みすぎないこと。特にロッカー扉の開閉ノブに荷物が接触しないように注意すること。

### 5. 損害賠償

- a) 利用者が上記使用上の注意を違反した場合は、ロッカーの使用許可を取り消す。
- b) ロッカーを毀損または汚損した場合は、実費を賠償することとする。

以上